

この現場で働く皆さまへ

この工事には、台東区公契約条例
による**1時間あたりの最低賃金**
(労働報酬下限額)が定められています。



令和8年度4月以降の労働報酬下限額

No.	職種	1時間あたり	No.	職種	1時間あたり	No.	職種	1時間あたり
1	特殊作業員	3,454円	19	トンネル特殊工	4,253円	37	はつり工	3,510円
2	普通作業員	3,038円	20	トンネル作業員	3,612円	38	防水工	4,298円
3	軽作業員	2,104円	21	トンネル世話役	4,815円	39	板金工	4,028円
4	造園工	3,117円	22	橋りょう特殊工	4,129円	40	タイル工	3,128円
5	法面工	3,780円	23	橋りょう塗装工	4,107円	41	サッシ工	3,747円
6	とび工	3,724円	24	橋りょう世話役	4,725円	42	屋根ふき工	4,028円
7	石工	3,724円	25	土木一般世話役	3,870円	43	内装工	3,870円
8	ブロック工	3,645円	26	高級船員	4,467円	44	ガラス工	3,758円
9	電工	3,859円	27	普通船員	3,679円	45	建具工	3,870円
10	鉄筋工	3,803円	28	潜水士	5,929円	46	ダクト工	3,387円
11	鉄骨工	3,353円	29	潜水連絡員	4,298円	47	保温工	3,218円
12	塗装工	4,107円	30	潜水送気員	4,039円	48	設備機械工	3,150円
13	溶接工	4,287円	31	山林砂防工	3,657円	49	交通誘導員A	2,307円
14	運転手(特殊)	3,499円	32	軌道工	6,604円	50	交通誘導員B	2,104円
15	運転手(一般)	2,880円	33	型わく工	3,713円	上記以外の未熟練労働者 (受注者と労働者の合意の下、見習、手元または年金等の受給のために賃金を調整している労働者等)		
16	潜かん工	4,197円	34	大工	3,443円			
17	潜かん世話役	5,029円	35	左官	3,803円			
18	さく岩工	4,725円	36	配管工	3,387円			
								1,754円

※労働報酬下限額は、農林水産省及び国土交通省が示す公共工事設計労務単価を基に設定しています。

台東区公契約条例とは・・・

労働者等の適正な労働環境を確保することにより、公契約の適正な履行と品質を確保し、区民福祉の向上と地域経済の活性化を目的とする条例です。

台東区公契約条例や労働報酬
下限額について詳しくは、
ホームページをご確認ください。

台東区 公契約条例

台東区総務部経理課契約係

TEL:03-5246-1084

FAX:03-5246-1089

